

原子力防災資機材現況届出書

東北電原運第26号
令和元年10月4日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

氏名 東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	東通原子力発電所 青森県下北郡東通村大字白糠字前坂下34番4			
放射線障害防護用器具	汚染防護服		50組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		11個	
	フィルター付防護マスク		50個	
非常用通信機器	緊急時電話回線		1回線	
	ファクシミリ		1台	
	携帯電話等		7台	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒放射線モニタ	1台	
		液体廃棄物処理系排水放射線モニタ	1台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ		10台	
	中性子線測定用サーベイメータ		3台	
	空間放射線積算線量計		104個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		4台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ		6台
		測定器		1台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ		*1 4台
		測定器		*2 1台
	個人用外部被ばく線量測定器			92台
その他	エリアモニタリング設備		4台	
	モニタリングカー		1台	
その他資機材	ヨウ素剤		7000錠	
	担架		1台	
	除染用具		1式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1式	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

注1 ※1印のサンブラのうち2台は、可搬式ダスト測定関連機器のサンブラと共用とする。

2 ※2印の測定器は、可搬式ダスト測定関連機器の測定器と共用とする。